〇林委員長 それでは、開会をいたします。

本日、菅原委員より欠席の届け出をいただいております。

議題に入ります。1、令和2年第2回臨時会提出議案について、議案第1号、令和2年度旭川市 一般会計補正予算について、理事者から説明を願います。 経済部長。

**〇品田経済部長** 議案第1号、令和2年度旭川市一般会計補正予算のうち、経済部所管分につきまして御説明申し上げます。

補正予算書の7ページをごらんください。5款1項1目、労政費、テレワーク導入奨励金200万円でございます。従業員の休業等が必要な中小企業の事業継続や雇用維持の取り組みとして、インターネット等の情報通信技術を活用した働き方であるテレワークの導入を奨励しようとするものでございます。新型コロナウイルス感染症拡大等の影響により、出社に伴う通勤時の感染リスクの軽減や職場における集団感染防止などの観点から、国においては、テレワークの実施を企業に求めているところでございます。本奨励金は、テレワークのうち、特に在宅勤務に関する社内制度を導入し、実際に実施することを促進することで、市内労働者の感染拡大防止や外出自粛化の両立支援とともに、市内中小企業の事業継続や、雇用維持に資することを目的に行うものでございます。

次にその下、2目緊急地域雇用対策費、中小企業緊急雇用維持助成金2千332万4千円でございます。一時的な休業など、企業の雇用維持の取り組みに対して国が助成する雇用調整助成金等の支給を受けた市内中小企業事業主に対して、企業が負担する休業手当の10分の1を上限に上乗せして助成するものでございます。新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、企業活動等の自粛、抑制が求められている中、雇用調整助成金については、緊急対応期間として特例的に拡充策が講じられているものの、企業から上限額の引き上げが求められるなど課題も生じているところでございます。本助成金は、この緊急対応が必要な期間について、雇用調整助成金に上乗せ助成を行うことで制度の活用を促し、中小企業で働く労働者の雇用の維持と企業の事業継続を支援しようとしているものでございます。なお、現在、国において制度の拡充を予定しているということでございまして、助成内容については見直しもあり得るかと考えておりますけれども、事業主負担分の支援は行ってまいりたいと考えております。

次に、8ページ上段、7款1項1目、商業振興費、中小企業振興資金融資事業費2億6千369万9千円でございます。旭川市中小企業振興資金融資制度における緊急対策資金のうち、災害・景気対策融資について拡充しようとするものでございます。新型コロナウイルス感染症拡大等の影響により、売上高が一定割合減少しているものの、国による北海道の融資制度を通じた支援では、信用保証料の全額補助、当初3年間の利子補給の該当とならない市内中小・小規模事業者を対象に、旭川市の災害・景気対策融資を利用した場合において、信用保証料の全額補助、当初3年間の利子補給を行うため、当該資金に係る補助金及び貸付金を補正しようとするものでございます。

次にその下、食関連事業者緊急支援費1千590万円でございます。新型コロナウイルス感染症拡大による外出自粛などの影響から、経営環境が悪化している市内飲食店等を支援することを目的に実施するものでございます。市内飲食店の宅配やテイクアウトメニューを集約し、フリーペーパ

ー等の紙面やSNSを活用して情報発信する取り組みや、タクシー事業者が行う宅配事業に対し費用を助成することで、飲食店等の経営を支援しようとするものでございます。

次にその下、休業等事業者緊急支援金1億8千900万円でございます。この事業は、北海道の緊急事態措置を受け、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため休業要請等に協力する事業者に対し、北海道の支援金に上乗せして支援金を給付するものでございます。支援金の内容につきましては、休業要請に応じた個人事業主に10万円、19時以降の酒類の提供を自粛した飲食店の事業者に10万円を給付し、新型コロナウイルス感染拡大防止の取り組みを促進しようとするものでございます。また、現在のところ、道の休業協力・感染リスク低減支援金につきましては、本日から7月31日までが申請期間となりまして、簡易書留などの郵送を基本とし、今後、電子申請の受け付けも予定されているところでございます。支援金の支給は、北海道が5月下旬以降、順次支給し、その後、北海道よりデータを受領次第、本市の上乗せ分について給付してまいりたいと考えております。

次に、2目工業振興費、中小・小規模事業者支援費900万円でございます。新型コロナウイルス感染症の拡大により、経営に影響を受けている市内の中小企業等に対し、国による支援メニューの紹介を初め、経営や新規事業の構築などにかかわる相談対応を行います。本市の産業支援機関である一般財団法人旭川産業創造プラザに相談員を新規に配置し、金融機関や商工会議所等の団体と連携しながら、適切かつ迅速な支援につなげることで、地場の中小企業を支えてまいりたいと考えているものでございます。

最後に、2ページにございます第2表、債務負担行為補正の追加分についてでございます。令和2年度旭川市中小企業振興資金の緊急対策資金のうち、災害・景気対策融資の融資に係る利子補給において、当該資金の新規貸し付けに伴い、令和3年度分から令和6年度分の債務負担行為の限度額を1千440万円にしようとするものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

- 〇林委員長 観光スポーツ交流部長。
- **〇三宅観光スポーツ交流部長** 議案第1号の令和2年度旭川市一般会計補正予算のうち、観光スポーツ交流部所管分につきまして御説明申し上げます。

補正予算書8ページ、一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書のうち、7款1項4目のホテル・ 旅館業事業者緊急支援金5千100万円であります。これは、新型コロナウイルス感染症の拡大に より、事業の運営に特に影響を受けているホテル、旅館業事業者に対し、緊急支援金を給付するた め、5千100万円を補正しようとするものでございます。財源は全額一般財源となっております。 以上が、補正予算の観光スポーツ交流部所管分でございます。よろしくお願いいたします。

## **〇林委員長** 学校教育部長。

〇山川学校教育部長 学校教育部に関連いたします議案第1号、令和2年度旭川市一般会計補正予算につきまして御説明申し上げます。内容としては2点でございまして、いずれも新型コロナウイルス感染症対策に係る国の補正関連事業を活用し、実施しようとするものであります。

まず、歳出でございます。1点目でございますが、補正予算書事項別明細書の8ページをごらんください。10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費の学校給食管理費、補正額1千221万5千円、9ページ、同じく10款3項中学校費、1目学校管理費の学校給食管理費、補正額571

万4千円につきましては、本年2月27日から3月25日までの学校給食の提供中止に伴い発生した保護者への給食費返還に係る振り込み手数料、学校給食業者に対するキャンセルできなかった給食の食材費、及び休業期間中に賞味期限切れとなった発注済みの食材費などの経費分となってございます。

次に、2点目でございますが、8ページに戻りまして、同じく10款2項小学校費、2目教育振興費の学校保健活動費、補正額296万9千円、及び9ページ、同じく10款3項中学校費、2目教育振興費の学校保健活動費、補正額131万4千円につきましては、新型コロナウイルス感染症対策のため、学校で使用する手指消毒用アルコール、校舎内消毒用のマスク及びゴム手袋などを購入しようとするものであります。

次に、歳入でございます。補正予算書4ページをごらんください。先ほど御説明した国の補正予算関連の事業実施により、17款国庫支出金、2項国庫補助金、7目教育費国庫補助金、13節学校臨時休業対策費補助金に1千344万6千円を、14節学校保健特別対策事業費補助金に127万8千円を計上するものであります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○林委員長 ここで、皆様から発言の有無を確認いたします。御発言ございますか。

(「なし」の声あり)

**〇林委員長** 以上で、本日の議題が終わりましたので、散会とさせていただきます。

散会 午後1時10分